

さいたま市選挙管理委員会告示第18号

令和8年3月15日執行のさいたま市議会議員補欠選挙（中央区）における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第194条の規定による選挙運動に関する支出金額の制限額を1人につき次のように定める。

令和8年3月6日

さいたま市選挙管理委員会委員長 野崎 正

選挙区	金額
中央区	6,290,800円

選挙管理委員会事務局選挙課
告示期間の期限日（3月20日まで）